

山口大学教職員組合は労働条件に係わってこの間、2月8日(月)に行われた人事課長による給与改正・勤務時間等に関する就業規則改正案説明会を経て2月10日(水)には人事課折衝を行いました。さらに、3月9日(水)には職員の懲戒等規則・勤務時間休暇規則・倫理規則一部改正等に関する就業規則改正案説明会を経て3月14日(月)に人事課折衝を行いました。内容は多岐に渡りますが、その一部を紹介します。掲載できなかったことについては適宜お知らせする予定ですのでご了承ください。



就業規則改正説明会開催される(3/9)

人事課長による組合への就業規則改正説明会が3月9日(水)に開催されました。大学側は梅田人事課長の他に大田・都築副課長、森本・松尾係長の5名が出席し、組合からは鴨崎委員長等7名が対応しました。なお、この説明会は吉田事業場過半数代表者(組合副委員長でもある滝野正二郎氏)への説明を兼ねる形で行われました。

組合側からは説明会開催に先立ち、人事労務担当副学長による説明を求めていましたが、日程の関係で人事課長の対応となったことについての釈明が人事課からありました。

今回予定されている規則改正案は16本ありましたが、組合側からは「役員及び職員倫理規則」「勤務時間、休暇に関する規則」「職員の懲戒等に関する規則」について、重点的に内容の精査を行いつつ、問題点を明らかにし対案を示す形で進めました。

★役員及び職員倫理規則の一部改正について

独立行政法人通則法の一部改正(2015年4月1日)に伴い、国立大学法人にも再就職規制が導入されることとなったことへの対応ということですが、具体的には法令違反の働きかけがあった際に届け出ることを義務付けする等の改正とのこと。しかし、教員の場合はその研究内容との関係で対応に違いがあること、「法令違反行為」の定義が明確でないこと等から、仮に規則改正したとしても、その趣旨が教職員に充分理解されないことが危惧されます。組合としては、よりわかりやすい形で規則改正の趣旨を明確にすること、場合によっては説明会開催も必要ではないかと指摘しました。

大学による説明概要は以下のとおりです。

独立行政法人通則法の一部改正(H27.4.1)に伴い、国立大学法人においても、独立行政法人と同様に再就職規制が導入されることになった。これに対応するため必要な改正を行う。

【改正の概要】

1. 役職員による他の役職員・OBの密接関係法人等への再就職のあつせん、法令等違反行為の見返りに行う営利企業等への再就職あつせんの禁止
2. 営利企業等に対して法令等違反行為の見返りに行う自己の求職活動の禁止
3. 役職員が、OBから法令等違反行為の働きかけを受けた場合、及び在職中に再就職の約束をした場合の届出の義務化
4. 学長による再就職規制の遵守等に関する措置の実施、3.の法令違反の働きかけに関する届出及び措置内容の文部科学大臣への報告



★勤務時間、休暇に関する規則の一部改正について

病気休暇取得の際の診断書提出に関するものと、特別休暇取得の際の証明書等提出を常勤職員同様に非常勤職員・再雇用職員に求めることを可能とするものですが、一部に権利乱用の可能性ありと見られる事案が発生していることをふまえた改正とのこと。組合は権利の乱用はあってはならないと考えており、基本的にはこの改正案は必要な措置と判断します。病気休暇については1週間を越える場合には医師の診断書を必要としているものを、1週間未満であっても確認を必要とすると判断された場合には提出義務が生じることとなります。特別休暇についても、必要に応じて提出義務

が生じることとなります。

なお、逆の意味で規定改正の本旨とは違った形で「管理する側」による乱用もまた、あってはならないことであり、制度改正の趣旨を通知・説明等で明示するよう求めました。

大学による説明概要は以下のとおりです。

○病気休暇について

現状は、1週間を超える病気休暇を請求しようとする場合、医師の診断書を添付しなければならない規定となっているが、例えば、短期間に断続的に病気休暇を請求する事案等に対処するため、病状等を早期に把握し必要な対処を講じることができるよう必要な改正を行う。

○特別有給休暇について(非常勤職員及び再雇用職員関係規則)

特別休暇の請求の際、必要に応じて証明書等を求めることができるように改め、もって運用の適正化と円滑化を図る。

★職員の懲戒等に関する規則の一部改正について

これは、三つの改正案が該当しますが、このうち特に重要なものは「セクシャル・ハラスメント以外のハラスメント」に関する規定の追加です。具体的には、これまで「セクシャル・ハラスメント」についてのみ、具体例が規則化されていたものをパワー・ハラスメント等についても具体例をあげた上で懲戒処分基準が示されています。

この改正案は昨年3月に組合が提出した「パワー・ハラスメント問題の抜本的解決を求める要望書」の中で指摘し、それまでの交渉でもとりあげてきたことを受ける形で提案されたものと言えます。

説明会の席上、組合としては基本的には歓迎することを前提とした上で、規則改正案では「就学、就労、教育及び研究上の関係にもとづく影響力をもって」としていることは、パワー・ハラスメント問題の解決を最大の課題とする点では疑問であり、「就労、教育及び研究」とする方がより明確になるはずだと指摘しました。実際、同案の末尾には「退職もしくは退学した時」として、「就労」に関する結果をはじめに記載していることとの整合性もないと言えます。

大学による説明概要は以下のとおりです。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が平成26年2月18日に改正され、懲戒規程等是不正の背景、動機等を総合的に判断し、悪質性に応じて処分がなされるよう適切に整備し、不正を行った者又は管理監督に適正を欠いた者に対する懲戒処分等を内部規程に明確に位置づけ、その処分の手続き等についても明確に示した規程等を定めるよう、機関に対して実施要請されている。これらの懲戒処分等を厳正に行えるよう、懲戒処分の標準例に規定する。また、懲戒処分標準例にセクシャル・ハラスメント以外のハラスメントの標準例がなかったこと及び、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行がされ、障害を理由とする差別を行った場合は、懲戒等に関する規則を整備することが必要となったため、これを追加する。

小林節さん講演会(2/27)大盛況 カリエンテ山口に450名

安保法制廃止・憲法改正問題で野党はまとまって対抗を、と小林氏

山口大学関係者9条の会と実行委員会による小林節さん(慶應義塾大学名誉教授・弁護士)講演会が2月27日(土)午後、山口市湯田のカリエンテ山口で開催され、会場は駆けつけた450名の参加者で埋め尽くされました。講演会には30名近い大学生・高校生も参加するなど、安保法制問題への関心の高さを示すものとなりました。

小林氏はかつては憲法改正、集団的自衛権行使容認を唱えていた憲法学者ですが、昨年6月の衆議院憲法審査会で他の二人の参考人と共に安保関連法案を憲法違反と指摘。その後は立憲主義の立場から全国各地で講演を行っています。同氏は「集団的自衛権の行使は米国を助ける海外派遣であり、戦争法は違憲である。参議院選で自民党が大勝すれば安倍政権は憲法の改正手続きに進む。これを押し止めるには野党がまとまって対抗すべきだ。」と述べ、会場からは共感の大きな拍手が何度もわいていました。なお、山口大学教職員組合はこの講演会の事務局団体としてとりくみ、講演会の成功へ大きく寄与することができました。

国歌斉唱要請問題

文科省による国立大学卒業式等での国歌斉唱要請問題で、山口大学教職員組合は昨年6月に学長宛の申し入れを行っていましたが、3月22日の卒業式を前に確認したところ、大学側から「従来どおり(君が代演奏・斉唱は行わない)」との回答を得ました。昨今の状況の中では、大学としての良識を示したものとと言えます。

